

**簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示**  
(建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く）)

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和7年12月5日

支出負担行為担当官

旭川開発建設部長 半谷 敬幸

**1 業務概要**

(1) 業務名 旭川河川事務所管内 河川管理施設監理検討外業務（電子入札対象案件）  
(電子契約対象案件)

(2) 業務内容

本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設や河道の点検及び状態把握結果をもとに変状等を評価し、変状等が進行する可能性や河川管理に与える影響について検討し、河川が有すべき治水上の機能確保に必要な修繕等を効率的・効果的に実施するための修繕計画等の作成を行うものである。

主な業務内容は以下のとおりである。

ア 計画準備	一式
イ 河川の状態把握	一式
ウ 現況施設点検	一式
エ 点検結果評価案の検討等	一式
オ 河川管理資料等更新	一式
カ 危機管理（出水時、地震時、水質事故等）に関する対応	一式
キ 報告書作成	一式

(3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

(4) 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(5) 本業務は、契約手続にかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。

**2 参加資格**

技術提案書の提出者は、(1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は(2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

(1) 単体企業

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和7・8年  
度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。

ウ 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局  
工第1号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（説  
明書参照）

オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとし  
て、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でな  
いこと。

## （2）設計共同体

（1）に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競  
争参加者の資格に関する公示」（令和7年12月5日付け北海道開発局長）に示すとこ  
ろにより、北海道開発局長から旭川河川事務所管内 河川管理施設監理検討外業務に  
係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）  
の決定を受けているものであること。

なお、設計共同体の競争参加資格に関する公示は、北海道開発局ホームページに掲  
載する（下記アドレス参照）。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/ud49g7000000zi04.html>

## 3 技術提案書の提出者を選定するための基準

### （1）参加表明者の経験及び能力

### （2）配置予定技術者の経験及び能力、手持ち業務の状況

### （3）当該業務の実施体制

※「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、  
国内における実績と同様に評価する。

## 4 技術提案書を特定するための評価基準

### （1）配置予定の技術者の経験及び能力

配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務の実績、担当した業務の業務成績

### （2）業務の実施方針、実施フロー、工程表その他

業務の理解度、実施方針の妥当性、実施手順及び工程表の妥当性

### （3）評価テーマに対する技術提案

技術提案の的確性及び実現性

※「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、  
国内における実績と同様に評価する。

## 5 手続等

### （1）担当部局

〒078-8513 北海道旭川市宮前1条3丁目3番15号

北海道開発局旭川開発建設部契約課 上席専門官

電話 0166-32-2908

(2) 説明書の交付期間及び交付方法

令和7年12月5日から令和8年2月2日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く毎日、9時00分から18時00分（最終日は12時00分）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

(3) 参加表明書の受領期限、提出先及び提出方法

令和7年12月5日9時00分から令和7年12月15日12時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出先は上記5（1）と同じ。

(4) 技術提案書の受領期限、提出先及び提出方法

令和8年1月19日9時00分から令和8年2月2日12時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出先は上記5（1）と同じ。

## 6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否 要。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5（1）と同じ。
- (4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 上記2（1）イに掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない単体企業又は2（2）に掲げる設計共同体としての資格の決定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も上記5（3）により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の決定を受けていなければならない。
- (6) 技術提案書に関するヒアリングを行わない。
- (7) 詳細は説明書による。